

## ○伊奈町自家用水道事務取扱規則

平成19年11月27日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼玉県条例第61号)によって町が処理する事務であつて埼玉県自家用水道条例(昭和32年埼玉県条例第2号。以下「条例」という。)及び埼玉県自家用水道条例施行規則(昭和32年埼玉県規則第8号。)に定めるもののほか、自家用水道事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(確認等の手続)

第2条 条例に基づく次の各号に掲げる手続等は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第4条第1項の規定に基づく確認申請 伊奈町自家用水道  
布設確認申請書(第1号様式)
- (2) 条例第4条第2項の規定に基づく変更承認申請 伊奈町自家用水道  
水道変更承認申請書(第2号様式)
- (3) 条例第5条の規定に基づくしゅん工届出書 伊奈町自家用水道  
しゅん工届出書(第3号様式)
- (4) 条例第5条の規定に基づく検査合格証明証 伊奈町自家用水道  
しゅん工検査合格証(第4号様式)

(廃止の届出)

第3条 条例第4条第1項の確認を受けた者は、当該自家用水道を廃止したときは、速やかに、その旨を伊奈町自家用水道廃止届(第5号様式)により届け出るものとする。

(証明書)

第4条 条例第9条第2項に基づく証明書は、検査員証（第6号様式）によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

伊奈町自家用水道布設確認申請書

年 月 日

伊 奈 町 長 様

住所又は主たる  
事務所の所在地

氏名又は名称及  
び代表者の氏名 印

電話番号 ( )  
生年月日 年 月 日生

下記のとおり自家用水道を布設することについて、確認を受けたいので申請します。

記

- 1 給水を受けるものの数又は世帯数 人(世帯)
- 2 給水区域及び給水区域を示す図面(図面については別添のとおり)
- 3 1日最大給水量及び1日平均給水量 1日最大給水量  $m^3$   
1日平均給水量  $m^3$
- 4 水源の種別及び取水地点
- 5 水源の水量の概算及び水質試験の結果(別添のとおり)
- 6 水道施設の概要
- 7 主要な水道施設の位置、規模及び構造並びにこれらを明らかにする図面(図面については別添のとおり)
- 8 浄水方法
- 9 工事の起工及びしゅん工の予定年月日  
起 工 年 月 日  
しゅん工 年 月 日
- 10 管理者の氏名、生年月日及び住所

氏 名  
生年月日 年 月 日生  
住 所

(注)水源の種別は、河川、池、湖、井戸、湧水等の別について記載すること。

第2号様式(第2条関係)

伊奈町自家用水道変更承認申請書

年 月 日

伊 奈 町 長 様

住所又は主たる  
事務所の所在地

氏名又は名称及  
び代表者の氏名 印

電話番号 ( )

年 月 日付け 第 号で確認を受けた事項について、下記  
のとおり変更の承認を受けたいので申請します。

記

変更事項

(添付資料)

- 1 変更事項が給水区域に係るものにあつては、変更に伴う給水区域を示す図面を添付すること。
- 2 変更事項が水源の種別又は取水地点に係るものにあつては、変更に伴う水源の水量の概算及び水質試験の結果を記載した書類を添付すること。
- 3 変更事項が主要な水道施設の位置、規模又は構造に係るものにあつては、変更に伴う施設の位置、規模又は構造を明らかにする図面を添付すること。



第4号様式(第2条関係)

伊奈町自家用水道しゅん工検査合格証

住所又は主たる  
事務所の所在地

氏名又は名称及  
び代表者の氏名

印

1 確認(承認)番号 第 号

2 確認(承認)年月日 年 月 日

3 しゅん工年月日 年 月 日

上記の確認(承認)に係る工事について、しゅん工検査に合格したことを証明します。

年 月 日

伊奈町長

印

第5号様式(第3条関係)

伊 奈 町 自 家 用 水 道 廃 止 届

伊 奈 町 長 様 年 月 日

住所又は主たる  
事務所の所在地

氏名又は名称及  
び代表者の氏名 印

電話番号 ( )

下記のとおり自家用水道を廃止したので届け出ます。

記

- 1 確認(承認)番号 第 号
- 2 確認(承認)年月日 年 月 日
- 3 給 水 区 域
- 4 廃 止 年 月 日 年 月 日
- 5 廃 止 理 由

第6号様式(第4条関係)

(表面)

写真ちょう付	
第 号	
検 査 員 証	
所 属	
氏 名	
埼玉県自家用水道条例検査員証	
年 月 日発行	
伊奈町長	印

12cm

8cm

(裏面)

この証明書を携帯する者は、埼玉県自家用水道条例第9条の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりです。

埼玉県自家用水道条例抜すい

第9条 知事は、必要と認めるときは、第4条第1項の確認を受けたものから報告を求め、又は当該職員をして当該施設に立ち入らせ、その設備、水量、水質等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

第 2 号様式 (第 2 条関係)

第 3 号様式 (第 2 条関係)

第 4 号様式 (第 2 条関係)

第 5 号様式 (第 3 条関係)

第 6 号様式 (第 4 条関係)